経済産業省

プラスチックに係る資源循環の取組をはじめとした資源循環経済政策について

令和７年１０月

経済産業省　GXグループ　資源循環経済課

成長志向型の資源自律経済の確立に向けた取組について

- 成長志向型の資源自律経済戦略
- 産官学の連携（サーキュラーパートナーズ（CPs）
- ルール整備

プラスチック資源循環促進法について

- 制定の背景
- 法の概要、設計指針

サーキュラーエコノミーへの転換の必要性：循環経済ビジョン2020

1999年循環経済ビジョン　**（1999.7 策定）**

１R（リサイクル）⇒　**３R**（リデュース、リユース、リサイクル）

３R

- **グローバルな経済社会の変化**
  - **（1）資源制約リスク**
  - **（2）廃棄物問題**
  - **（3）環境問題**
  - **（4）ESG投資**
  - **（5）国際的な動向**
    - **国際連合（国連環境計画）**：資源効率性向上、**経済成長と資源制約のデカップリングが必要**
    - **G7、G20**：資源効率性に関する対話が継続
    - **EU**：CEパッケージ（2015）、CEアクションプラン（2020）など

循環経済ビジョン2020　**（2020.5 策定）**

CE

○環境活動としての３R　⇒　**経済活動としての循環経済**への転換

○グローバルな市場に循環型の製品・ビジネスを展開していくことを目的に、
経営戦略・事業戦略としての企業の自主的な取組を促進
（規制的手法は最小限に、**ソフトローを活用**）

○中長期的にレジリエントな循環システムの再構築

循環経済（サーキュラーエコノミー）と成長志向型の資源自律経済

- **線形経済**：大量生産・大量消費・大量廃棄の一方通行※の経済
  ※調達、生産、消費、廃棄といった流れが一方向の経済システム　'take-make-consume-throw away' pattern
- **循環経済**：あらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図りつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じ、付加価値の最大化を図る経済
- **成長志向型の資源自律経済**：資源循環経済政策の再構築等により、汎用的な工業用品や消費財も射程に含め、国際的な供給途絶リスクを可能な限りコントロールし、国内の資源循環システムの自律化・強靭化を図るとともに、国際競争力の獲得を通じて持続的かつ着実な成長を実現する経済。

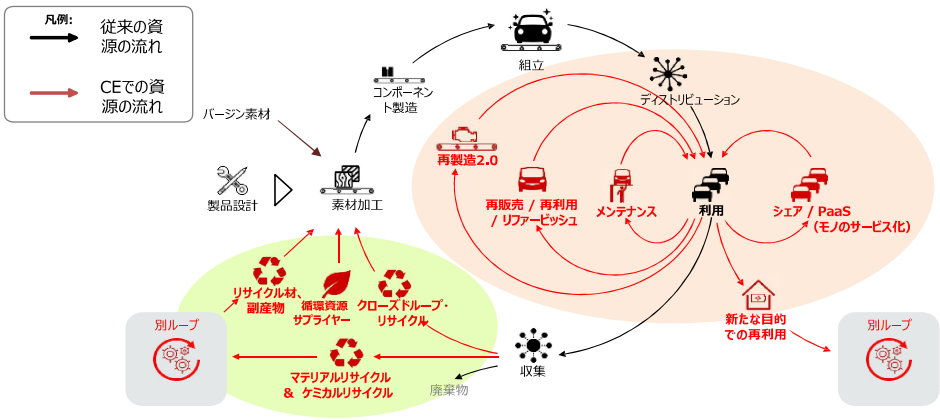

成長志向型の資源自律経済の確立の意義

（ミッション）

国際的な供給途絶リスクを可能な限りコントロールし、国内の資源循環システムの**自律化・強靭化**を図ることを通じて**力強い成長**に繋げる。（＝**中長期的にレジリエントな国内外の資源循環システムの再構築**）

（中長期目標）

経済的観点：**資源・環境制約への対応を新たな付加価値**とする資源循環市場を、国内外で今後大幅に拡大

社会的観点：**炭素中立**、**経済安全保障の実現**、**生物多様性の確保**、**最終処分場の逼迫の緩和**等に貢献

経済的目標

＜サーキュラーエコノミーの市場規模（日本政府試算）＞

2020年 50兆円

2030年 80兆円

2050年 120兆円

（参考）世界全体のサーキュラーエコノミーの市場規模

2030年 4.5兆ドル → 2050年 25兆ドル

（アクセンチュア試算）

※Accenture Strategy 2015

社会的目標

◆ GXへの貢献（CO2削減）

直近の日本の温室効果ガス全排出量11.49億トンCO2換算のうち、廃棄物関係で4.13億トンCO2換算（36%）の削減貢献余地。

◆ 経済安全保障への貢献

資源循環を通じて、資源の海外依存度を低下させることで、自律性（コントローラビリティ）を確保。

◆ 生物多様性への貢献（生態系保全との整合）

大規模な資源採取等による生物多様性の破壊を、資源循環を通じたバージン資源使用抑制によって抑止。

◆ 最終処分場逼迫の緩和への貢献

これまで主に廃棄物の燃焼（熱回収）を通じて解消してきた最終処分場の逼迫を、資源循環を通じてＧＸと両立しながら解消。

（残余年数）	1999年		2019年
一般廃棄物	8.5年	→	21.4年
産業廃棄物	3年	→	17.4年

成長志向型の資源自律経済の確立に向けた問題意識

資源制約・リスク（経済の自律性）

【資源枯渇、調達リスク増大】

1．世界のマテリアル需要増大

→ 多くのマテリアルが将来は枯渇

※特に、金、銀、銅、鉛、錫などは、2050年までの累積需要が埋蔵量を2倍超

→ 再生プラスチックの利用促進による再生プラスチックの奪い合い

2．供給が一部の国に集中しているマテリアルあり

→ 資源国の政策による供給途絶リスク

※ニッケル、マンガン、コバルト、クロムなど集中度が特に高いマテリアルあり

※中国によるレアアース輸出制限、インドネシア（最大生産国）によるニッケル輸出禁止

3．日本は先進国の中でも自給率が低い

→ 調達リスク増大の懸念

環境制約・リスク

【廃棄物処理の困難性】

4．廃棄物処理の困難性増大

① 廃棄物の越境制限をする国が増加、国際条約も厳格化の動き（バーゼル条約）

② 一方、日本国内では廃棄物の最終処分場に制約

【CN実現への対応の必要性】

5．CN実現には原材料産業によるCO2排出の削減が不可欠

※循環資源（再生材・再生可能資源(木材・木質資源を含むバイオ由来資源)等）活用により、物質によるが、2～9割のCO2排出削減効果

※長期利用やサービス化により更なる削減が可能

成長機会

【経済活動への影響】

6．資源自律経済への対応が遅れると多大な経済損失の可能性

① マテリアル輸入の増大、価格高騰による国富流出、国内物価上昇のリスク増大

② CE性を担保しない製品は世界市場から排除される可能性

③ 静脈産業は大成長産業になる見込み

→ サーキュラーエコノミーの市場が今後大幅に拡大していく見込み

※日本国内では2020年50兆円から、2030年80兆円、2050年120兆円の市場規模を見込む

→ 対応が遅れれば、成長機会を失うだけでなく、廃棄物処理の海外依存の可能性

成長志向型の資源自律経済の確立のトランスミッション

カーボンニュートラル、経済安全保障、グローバル・サプライチェーンにおける競争力強化を目指し、「サーキュラーエコノミー市場」の創出を成長戦略として位置付け、「成長志向型の資源自律経済」の確立を目指していく。

設計・製造・販売
（環境配慮型ものづくりへの革新）

課題：資源循環に配慮した製品が可視化・価値化されていない

- 環境配慮設計(易解体設計、長寿命化)の推進（トップランナー基準、ラベリング制度）
- 再生材の利用の拡大（努力義務→計画策定（目標等）・報告提出）

①産官学の連携
(サーキュラーパートナーズ)

②投資支援

③ルール整備

リサイクル
（高品質な再生資源の供給）

課題：廃棄物から資源に戻っていない

- 廃棄物産業を資源供給産業に（選別・リサイクル技術の高度化に向けた技術開発・設備投資支援）
- 情報流通プラットフォームの構築（事業者間で素材情報等を共有）

利用
（CEコマースによる効率的な製品利用）

課題：CEコマースビジネスに対する消費者の安全・安心面での懸念、適切な評価・支援体制の不足

- 非所有市場（シェアリング、サブスクリプション、リース等）
- 二次流通市場（リユース、リペア等）

の活性化（業界の健全な発展のための制度化、サーキュラー・パートナーズでインセンティブについて議論）

（参考）循環経済に関する関係閣僚会議

令和６年12月27日（金）

政府全体として戦略的・統合的に進めるため、**循環経済の移行への取組を具体化した政策パッケージ**について、関係閣僚からの意見も踏まえ、取りまとめを行った。

石破 茂 内閣総理大臣（2024/12/27発言要約）

環境制約や資源制約が高まる中、多くの資源を輸入に依存する我が国にとって、**金属やプラスチック等の廃棄物を循環資源として最大限活用しながら、付加価値を生み出し、新たな成長につなげる「循環経済への移行」は、極めて重要な取組**です。各大臣は、本日取りまとめた政策パッケージを、速やかに実行してください。

再生材利用の拡大や環境配慮設計の推進、太陽光パネルリサイクルの促進のための法整備について、国会提出に向けた作業を加速してください。

資源循環分野における企業の情報開示スキーム等の国際的なルール形成を主導し、欧米のみならずアジア諸国も視野に、拡大する循環経済市場への貢献と、我が国企業の参入の後押しをしてまいります。

循環経済への移行は、**国民のライフスタイルの転換、製品の設計から廃棄物の再資源化や再生材の利用まで、サプライチェーン全体のあらゆる企業の変革を伴う**ものであり、本閣僚会議が、今後とも司令塔となり、国家戦略として推し進めてまいります。

成長志向型の資源自律経済の確立に向けた取組について

- 成長志向型の資源自律経済戦略
- **産官学の連携（サーキュラーパートナーズ（CPs）**
- ルール整備

プラスチック資源循環促進法について

- 制定の背景
- 法の概要、設計指針

産官学の連携（サーキュラーパートナーズ（CPs））

- 各主体の個別の取組だけでは、経済合理性を確保できず、サーキュラーエコノミーの実現にも繋がらないことから、ライフサイクル全体での関係主体の連携による取組の拡張が必須。
- そのため、**サーキュラーエコノミーに野心的・先駆的に取り組む、国、自治体、大学、企業・業界団体、関係機関・関係団体等の関係主体における有機的な連携を促進**することにより、サーキュラーエコノミーの実現に必要となる施策についての検討を実施。

会員数：757者（9月19日時点）

Circular Partners

企業	：617社（大企業：233社、中小企業：384社（うち、小規模企業：109社））
業界団体	：37団体
自治体	：29自治体
大学・研究機関	：25機関
関係機関・関係団体	：49機関

公式サイト
https://www.cps.go.jp/

ビジョン・ロードマップ検討WG	今後の日本のサーキュラーエコノミーに関する方向性を定めるため、2030年、2050年を見据えた日本全体のサーキュラーエコノミーの実現に向けたビジョンや中長期ロードマップの策定を目指す。また、各製品・各素材別のビジョンや中長期ロードマップの策定も目指す。
CE情報流通プラットフォーム構築WG	循環に必要となる製品・素材の情報や循環実態の可視化を進めるため、2025年度を目途に、データの流通を促す「サーキュラーエコノミー情報流通プラットフォーム」を立ち上げることを目指す。
地域循環モデル構築WG	自治体におけるサーキュラーエコノミーの取組を加速し、サーキュラーエコノミーの社会実装を推進するため、地域の経済圏の特徴に応じた「地域循環モデル（循環経済産業の立地や広域的な資源の循環ネットワークの構築等）」を目指す。
その他（新規検討テーマ等）	動静脈連携、ビジネスモデル、標準化、価値化、技術、新産業・新ビジネス創出等についても順次検討を実施し、産官学連携によるサーキュラーエコノミーの実現を目指す。

産官学連携による自律型資源循環システム強靭化促進事業

サーキュラーパートナーズの枠組みを活用した支援を実施

・**事業期間**：令和６～８年度の３年間

・**予算額**：国庫債務負担含め**総額１００億円**

・**執行団体**：低炭素投資促進機構（GIO）

・**補助率**：大企業1/3、中小企業1/2

・**補助対象：自動車・バッテリー、電気電子製品、包装、プラスチック、繊維等について、**

（１）動静脈連携による資源循環に係る技術開発及び実証に係る設備投資

（２）長寿命化や再資源化の容易性の確保等に資する「環境配慮型ものづくり」のための技術開発、実証及び商用化に係る設備投資

・**申請条件**（一部抜粋）

- サーキュラーパートナーズ会員
- 右表（１）～（３）いずれかの目標を満たす
- 「分野別投資戦略」等に基づく審査項目を満たす

・**公募の詳細：https://www.teitanso.or.jp/skgshigen/**

（表）　資源循環に関する目標

項目	目標
（１）再生材利用の促進	本事業で生産が見込まれる製品において、製品中の再生材の含有率が10%以上
（２）CEコマース市場の拡大	仕入れた廃棄物の50%以上を、リユース/リファービッシュ/リパーパス等によって製品として再利用可能
（３）環境配慮設計によるものづくりの促進	事業終了後２年以内に環境配慮設計の製品を市場投入

成長志向型の資源自律経済の確立に向けた取組について

- 成長志向型の資源自律経済戦略
- 産官学の連携（サーキュラーパートナーズ（CPs）
- ルール整備

プラスチック資源循環促進法について

- 制定の背景
- 法の概要、設計指針

資源循環経済小委員会のこれまでの議論経緯

日程	議題
令和５年８月３日	産業技術環境分科会において、『**資源循環経済小委員会**』の設置を了承
９月20日	**第１回資源循環経済小委員会** • 趣旨、現状整理 • 主な論点の整理
11月６日	**第２回資源循環経済小委員会** • 日本化学工業協会（①再生材の利用促進等） • 再生材利用の促進に関する論点等
12月13日	**第３回資源循環経済小委員会** • 日本鉄鋼連盟、CLOMA、日本電機工業会（①再生材の利用促進、②循環配慮設計、③循環の可視化等） • EUにおける資源循環政策動向（ESPR、CSRD）等
令和６年１月25日	**第４回資源循環経済小委員会** • 三菱電機（①再生材の利用促進、②循環配慮設計、③循環の可視化、④CEコマース等） • 三菱総研、BASFジャパン（③循環の可視化等）
２月13日	**第５回資源循環経済小委員会** • 日本自動車工業会、富士フイルム（①再生材の利用促進、②循環配慮設計、③循環の可視化、④CEコマース等） • 町野委員（④CEコマース等）
３月11日	**第６回資源循環経済小委員会** • 日本建設業連合会、日本アパレル・ファッション産業協会、電池サプライチェーン協議会（①再生材の利用促進、②循環配慮設計、③循環の可視化、④CEコマース等）
３月29日	**第７回資源循環経済小委員会** • 太陽光発電協会（①再生材の利用促進、②循環配慮設計、③循環の可視化等） • 三菱総研（①再生材の利用促進等） • パナソニック（④CEコマース等）
5月9日	**第８回資源循環経済小委員会** • 環境省（新法）、アビームコンサルティング（個別識別子） • 論点整理（骨子案）
6月27日	**第９回資源循環経済小委員会** • 中間報告取りまとめ（案）議論
12月18日	**第10回資源循環経済小委員会** • 成長志向型の資源自律経済戦略の実現に向けた制度見直しに関する取りまとめ（案） • 今後の制度的対応の方向性

資源有効利用促進法（資源法）改正のポイント

①　再生資源の利用計画策定・定期報告

- 脱炭素化の促進のため、再生材の利用義務を課す製品を特定し、当該製品の製造事業者等に対して、**再生材の利用に関する計画の提出及び定期報告を求める**。

②　環境配慮設計の促進

- 資源有効利用・脱炭素化の促進の観点から、**特に優れた環境配慮設計（解体・分別しやすい設計、長寿命化につながる設計）の認定制度を創設**。
- **認定製品はその旨の表示**、**リサイクル設備投資への金融支援**など、**認定事業者に対する特例を措置**。

③　ＧＸに必要な原材料等の再資源化の促進

- 高い回収目標等を掲げて**認定を受けたメーカー等に対し廃棄物処理法の特例**（適正処理の遵守を前提として業許可不要）を講じ、**回収・再資源化のインセンティブを付与**。

④　ＣＥ（サーキュラーエコノミー）コマースの促進

- シェアリング等の**ＣＥコマース事業者の類型を新たに位置づけ**、当該事業者に対し**資源の有効利用等の観点から満たすべき基準を設定**。

成長志向型の資源自律経済の確立に向けた取組について

- 成長志向型の資源自律経済戦略
- 産官学の連携（サーキュラーパートナーズ（CPs）
- ルール整備

プラスチック資源循環促進法について

- **制定の背景**
- 法の概要、設計指針

「海洋プラスチックごみ問題」という社会課題

海岸に漂着したプラスチックごみ

海洋環境への影響

出典先：静岡県HP、国際連合HP

- ✓ **世界のプラスチック廃棄物は20年前の2倍に**
  廃棄物の2／3は、製品寿命の短いものに由来（容器包装、消費財、テキスタイル）
- ✓ **リサイクルされているのは９％**（多くは焼却または埋め立て）
- ✓ **不適切な廃棄物管理が環境流出の主因**

＜OECDプラスチックアウトルック（2022）＞

日本のプラスチックのリサイクルの現状（2023年）

廃プラ排出量**約769万トン**（2023年）
⇒　有効利用89%（**リサイクル25%**、熱回収64%）／未利用（埋立・焼却）11%

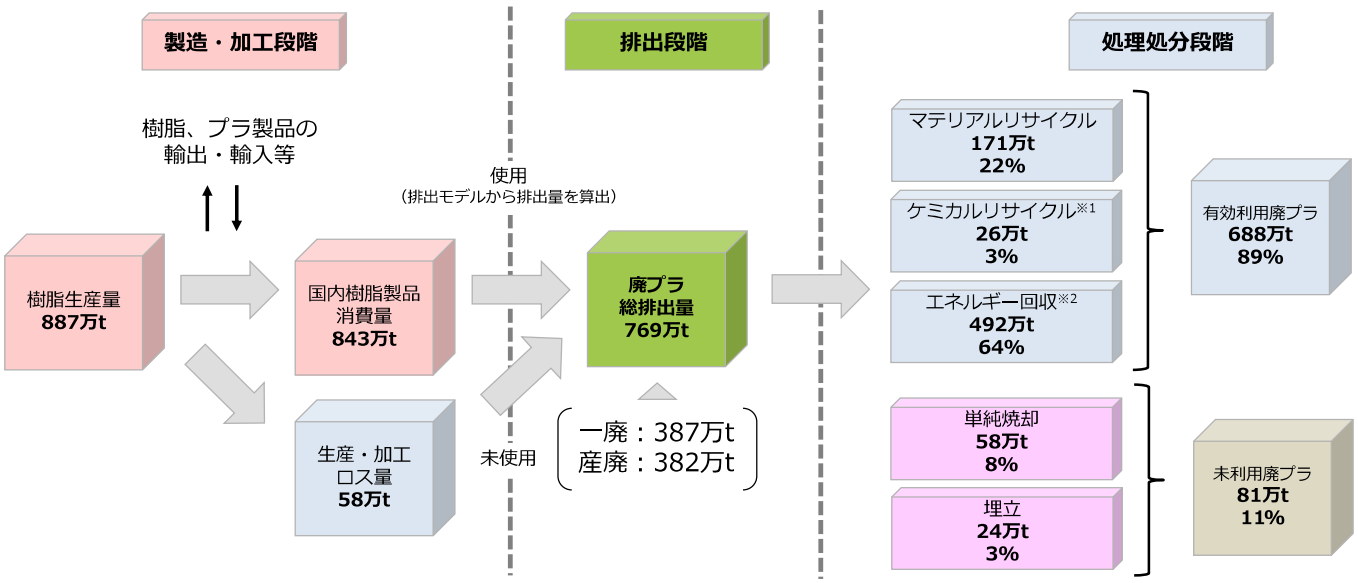

出典先：プラスチック循環利用協会データより経済産業省にて編集　https://www.pwmi.or.jp/pdf/panf2.pdf

※1 ケミカルリサイクル：高炉・コークス炉原料、ガス化等
※2 エネルギー回収：固形燃料、セメント原燃料、発電焼却、熱利用焼却

廃棄物対策・リサイクル制度の全体像

●廃棄後の処理が問題化している個別物品については、個別リサイクル法を整備。基本的枠組みとしての循環型社会形成推進基本法や、３Ｒ全般の取組を促進する資源有効利用促進法も整備。

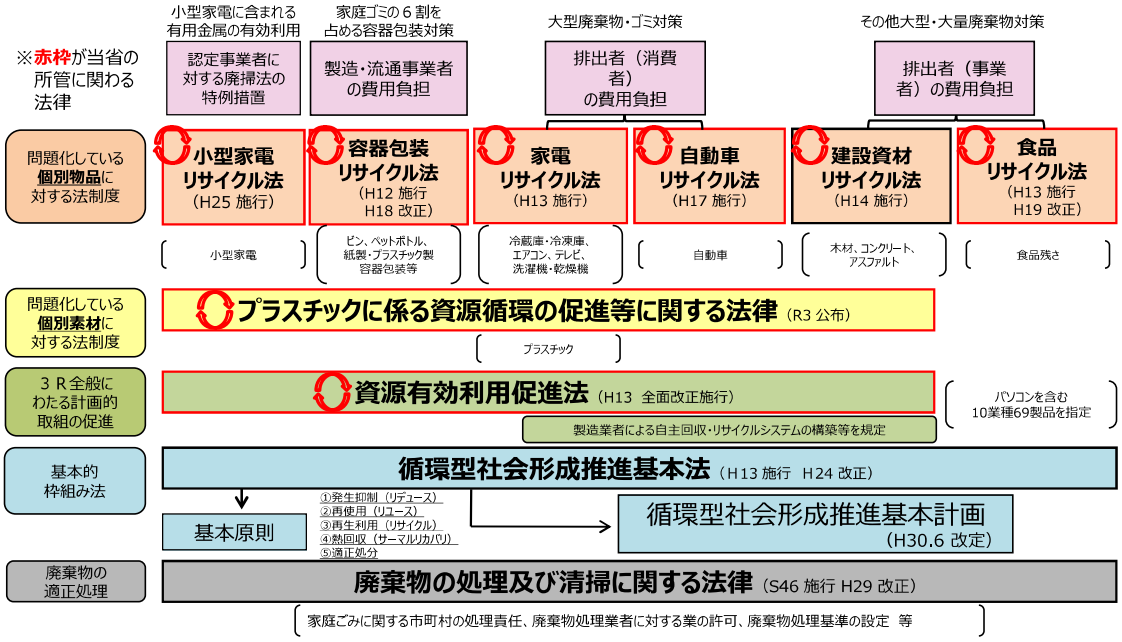

成長志向型の資源自律経済の確立に向けた取組について

- 成長志向型の資源自律経済戦略
- 産官学の連携（サーキュラーパートナーズ（CPs）
- ルール整備

プラスチック資源循環促進法について

- 制定の背景
- **法の概要、設計指針**

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の概要

第２０４回通常国会で成立
令和３年６月１１日公布
令和４年４月１日施行

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までのライフサイクル全般でプラスチック資源循環の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じる法律

設計・製造

【環境配慮設計指針】
- ✓ 製造事業者等が努めるべき**環境配慮設計（軽量化、解体容易な設計、再生材利用等）に関する指針**を策定する。
- ✓ **特に優れた環境配慮設計については国が認定**する。

販売・提供

【ワンウェイプラスチックの使用の合理化】
- ✓ ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき**判断基準（消費者の意思確認の徹底、ポイント還元、代替素材への転換等）を策定**する。

排出・回収・リサイクル

【市区町村の分別収集･リサイクル】… **住民**によるプラスチックの分別排出
【製造・販売事業者等による自主回収・リサイクル】… プラスチック使用製品の**店頭回収**
【排出事業者の排出抑制・リサイクル】… **オフィスや工場、店舗など**が対象
- ✓ プラスチックの容器包装と製品の廃棄物等について、市区町村や事業者が**プラスチック資源として回収・リサイクルすることを促していく**。

プラスチック使用製品設計指針の全体像

- プラスチック使用製品の環境配慮設計を促進するため、国が「**プラスチック使用製品設計指針**」を策定。

プラスチック使用製品設計指針

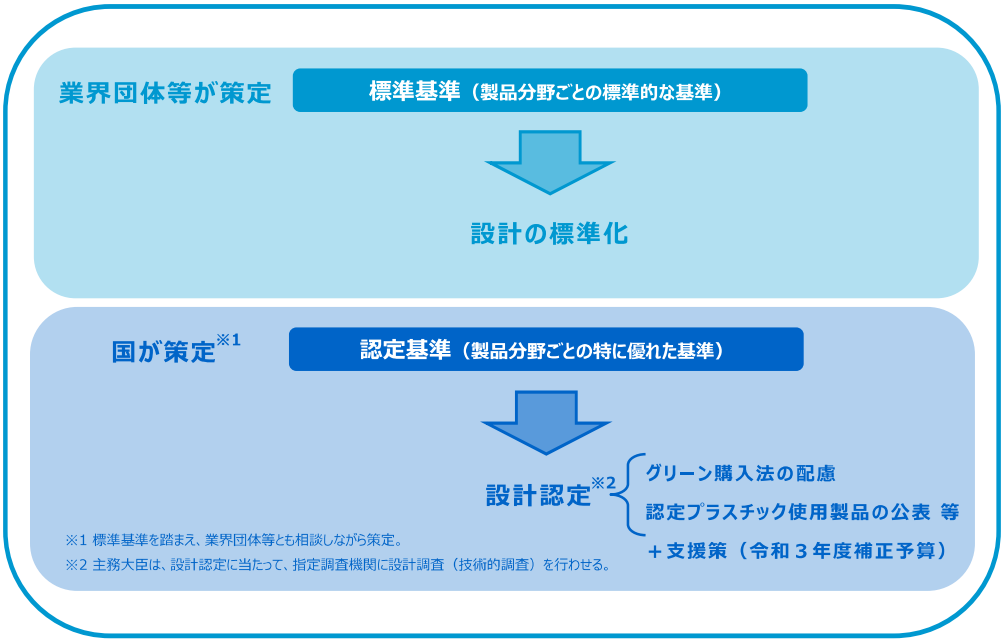

プラスチック使用製品設計指針：概要

- 「プラスチック使用製品設計指針」の中で、**全てのプラスチック使用製品の設計・製造事業者※１が取り組むべき事項及び配慮すべき事項**を定めている。

プラスチック使用製品製造事業者等が取り組むべき事項及び配慮すべき事項		
（１）構造	①減量化	②包装の簡素化
	③長期使用化・長寿命化	④再使用が容易な部品の使用 又は部品の再使用
	⑤単一素材化等	⑥分解・分別の容易化
	⑦収集・運搬の容易化	⑧破砕・焼却の容易化
（２）材料	①プラスチック以外の素材への代替	②再生利用が容易な材料の使用
	③再生プラスチックの使用	④バイオプラスチックの利用
（３）製品のライフサイクル評価：ライフサイクルの環境負荷等の影響の総合的な評価		
（４）情報発信及び体制の整備：注意事項等の記載、人員確保等の体制の整備		
（５）関係者との連携：事業者、消費者、国、地方公共団体等との相互に必要な協力		
（６）製品分野ごとの設計の標準化や設計のガイドライン等の策定及び遵守		

※１　以下「プラスチック使用製品製造事業者等」という。

プラスチック使用製品設計指針：（１）構造

（１）構造

① 減量化
・出来るだけ使用する材料を少なくすること。

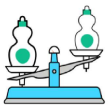

② 包装の簡素化
・過剰な包装を抑制すること。

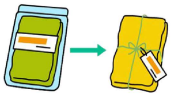

③ 長期使用化･長寿命化
・製品全体の耐久性を高めること
・繰返し使用に耐えるものとすること。
・部品を容易に交換できる構造とすること。
・容易に修理することができるようにすること。

④ 再使用が容易な部品の使用又は部品の再使用
・再使用が容易な部品を使用すること。
・部品の再使用をすること。

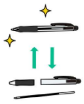

⑤ 単一素材化等
・製品全体又は部品ごとの単一素材化又は使用する素材の種類等を少なくすること。

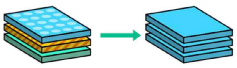

⑥ 分解･分別の容易化
・部品ごとに容易に分解･分別できるようにすること
（リチウムイオン蓄電池とその他の部品等とを容易に分解･分別できることが望ましい）。
・部品等を取り外すまでに必要な工程数ができるだけ少なくなるようにすること。
・使用されている材料の種類の表示を行うこと。

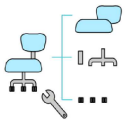

⑦ 収集･運搬の容易化
・可能な限り収集･運搬を容易にするような重量、大きさ、形状及び構造とすること。

⑧ 破砕･焼却の容易化
・再使用又は再生利用が難しい部品等については、破砕や焼却の容易化に配慮すること。

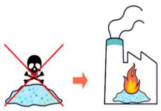

プラスチック使用製品設計指針：（２）材料

（２）材料

①プラスチック以外の素材への代替
・プラスチック以外の素材に代替すること。

②再生利用が容易な材料の使用
・再生利用が容易な材料を使用すること。
・材料の種類を減らすこと。
・再生利用を阻害する添加剤等の使用を避けること。

③再生プラスチックの利用
・再生プラスチックを利用すること。

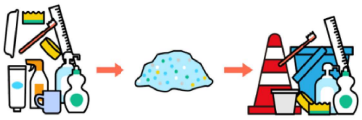

④バイオプラスチックの利用
「バイオプラスチック導入ロードマップ」を踏まえ、
・バイオマスプラスチックを利用すること。
・生分解性プラスチックを利用すること。

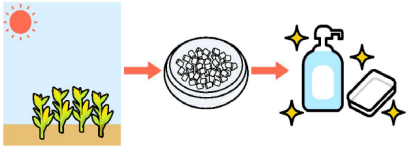

（参考）プラスチック使用製品の環境配慮設計の取組例①

プラスチック使用製品設計指針　（３）～（６）

（３）製品のライフサイクルの評価

プラスチック使用製品に求められる安全性や機能性その他の用途に応じてもとめられる性能並びに（1）構造及び（2）材料に掲げる事項について、それぞれがトレードオフの関係になる場合があることに留意しながら、**製品のライフサイクル全体を通じた環境負荷等の影響を総合的に評価することが望ましい**。

（４）情報の発信及び体制の整備

企業等のホームページ、製品本体、取扱説明書等に必要とされる範囲で、①製品の構造、②部品の取り外し方法、③製品・部品の材質名、④部品の交換方法、⑤製品・部品の修理方法、⑥製品・部品の破砕・焼却方法、⑦製品・部品の収集・運搬方法、⑧処理時における**安全性確保及び環境負荷低減のための注意事項用の情報を記載することが望ましい**。

（５）関係者との連携

プラスチックに係る資源循環の促進等の円滑な実施を図るため、プラスチック使用製品製造事業者等と材料・部品等の供給者、再商品化事業者、再資源化事業者、プラスチック使用製品を使用及び排出する事業者、消費者、国及び地方公共団体等との間で**相互に必要な協力を行うことが望ましい**。

（６）製品分野ごとの設計の標準化並びに設計のガイドライン等の策定及び遵守

業界団体等における自主的な製品分野ごとの設計の標準化や設計のガイドライン等の策定を通じて、プラスチックに係る資源循環の促進等が円滑に実施されてきた。一層のプラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、**業界団体等における製品分野ごとの設計の標準化や設計のガイドライン等の策定を実施することが望ましい**。

また、**プラスチック使用製品製造事業者等は、業界団体等における製品分野ごとの設計の標準化や設計のガイドライン等の策定が実施されている場合には、当該ガイドライン等を遵守するよう努める**こと。

設計認定制度

- 設計認定を受けるに当たっては**（１）総合的な評価及び情報等の公表**及び**（２）製品分野ごとに別に定める基準（設計認定基準）に適合している**ことが求められる。

●設計認定を受けるに当たって適合すべき事項

設計認定に当たっては、プラスチック使用製品の全体に占めるプラスチックの割合が、原則として、重量比又は体積比で過半を占めるものについて、特に優れたプラスチック使用製品の設計について大臣認定を行う。

（1）総合的な評価及び情報等の公表

製品分野ごとに別に定める項目について、製品のライフサイクルを通じた**環境負荷等の影響を総合的に評価しその評価結果を公表している**とともに、**自ら決定した当該取組の考え方等を公表している**こと。

↓

指定調査機関が設計調査を行うタイミングで確認

（2）基準への適合

同種のプラスチック使用製品の設計と比較して特に優れた設計であるものとして、**製品分野ごとに別に定める基準**に適合していること。

業界団体における設計認定基準の策定状況

- これまで業界団体等における標準基準等の策定を通じて、プラスチックに係る資源循環の促進等が進んできたことを踏まえ、**業界団体等において製品分野ごとの標準基準等の策定を実施すること**が望まれる。
- 現在、標準基準を策定している業界団体は８者（経産省把握分）。
- 現在、策定している設計認定基準案は**（１）清涼飲料用ペットボトル容器**、**（２）文具･事務用品**※1、**（３）家庭用化粧品容器**※2、**（４）家庭用洗浄剤容器**※3**の４分野**。
- 全体のプラスチック製品生産量に対し、**9.0%程度**※4**の製品分野において設計認定基準の策定が進められている**。

※１　文具･事務用品の中で対象となる製品分類は、クリアホルダー、クリアファイル、バインダー
※２　家庭用化粧品容器で対象となる製品分類は、シャンプー、リンス、ボディソープ、ハンドソープ
※３　家庭用洗浄剤容器で対象となる製品分類は、洗濯用洗剤容器、柔軟仕上げ剤容器、台所用洗剤容器、食洗機用洗剤容器、住居用洗剤容器

※４　以下出典先による推計
・一般社団法人プラスチック循環利用協会「2022年 プラスチック製品の生産・廃棄・再資源化・処理処分の状況」 https://www.pwmi.or.jp/pdf/panf2.pdf
・日本石鹸洗剤工業会「環境年報 Vol.48（2023年度版）」　https://jsda.org/w/00_jsda/9_Annual-Report/Environmental-Annual-Report_Vol.48_2023.pdf
・一般社団法人全日本文具協会より推計
・日本化粧品工業会「化粧品業界における容器包装プラスチック使用量（2022年度）について」 https://www.jcia.org/user/common/download/approach/sustainability/202404_JCIA_plastic_usage_jp2.pdf
・PETボトルリサイクル推進協議会「PETボトルリサイクル年次報告書2023」 https://www.petbottle-rec.gr.jp/nenji/new.pdf

標準基準を策定している業界団体（経産省把握分）

- **全国清涼飲料連合会**
  → PETボトルリサイクル推進協議会策定の「PETボトルの環境配慮設計指針」
- **一般社団法人全日本文具協会**
  → プラスチック使用「文具・事務用品」設計ガイドライン
- **日本化粧品工業会**
  → 化粧品の容器包装に関する環境配慮設計指針
- **日本石鹸洗剤工業会**
  → 環境配慮設計チェックリスト（ガイドライン：2022年度版）
- **プラスチック容器包装リサイクル推進協議会**
  → 容器包装の環境配慮設計・ガイドライン
- **日本プラスチック食品容器工業会**
  → プラスチック食品容器の設計・製造に関する環境配慮ガイドライン
- **全日本ブラシ工業協同組合**
  → 歯ブラシ及びヘアブラシ製品に関する環境配慮設計ガイドライン
- **日本歯磨工業会**
  → オーラルケア製品に関する環境設計のためのガイドライン

設計認定基準ワーキンググループの開催

- 令和6年10月28日に**第1回 産業構造審議会 イノベーション・環境分科会 資源循環経済小委員会 設計認定基準ワーキンググループを開催。**
- プラスチック使用製品の**設計認定に係る基準等に関する調査・審議**を実施。
- 主な内容
  ・プラスチック使用製品の設計認定に係る**製品分野ごとの項目及び基準等について**

資料1

産業構造審議会 イノベーション・環境分科会 資源循環経済小委員会
設計認定基準ワーキンググループ（第１回）

日 時：令和６年１０月２８日（月）9:00~12:00
場 所：経済産業省会議室・オンライン

議 事 次 第

1．開会
2．座長の選任について
3．事務局説明
① プラスチック資源循環促進法における環境配慮設計について
② 個別製品分野における環境配慮設計の取組について
③ 個別製品分野の設計認定基準（案）について

＜出典＞第1回 産業構造審議会 イノベーション・環境分科会 資源循環経済小委員会 設計認定基準ワーキンググループ配布資料

清涼飲料用ペットボトル容器の設計認定基準案

- PETボトルリサイクル推進協議会が策定する**指定PETボトルの自主設計ガイドラインにおける必須事項の全ての項目を満たす**こと。
- 年間ベースのボトル平均重量が、**用途・容量別に定める軽量化基準を満たす**こと。
- **再生材又はバイオマス素材を年間重量ベースで15%以上使用している**こと。

文具・事務用品の設計認定基準案

- 文具・事務用品は、製品分類ごとの仕様が大きく異なり、一律での認定基準を設定することができないため、**製品分類ごとに認定基準を設ける**。
- 先行して**クリアーホルダー**、**クリアーファイル**、**バインダー**（以下、ファイル類という）についての認定基準を策定する。
- 追加の認定基準については、業界動向等を踏まえ引き続き検討していく。

クリアーホルダー

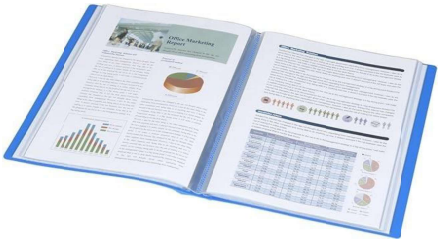

クリアーファイル

バインダー

設計認定基準の全体像（クリアーホルダー）

- 環境配慮設計の項目を基に、各要求事項を満たすこと※1 。
- 要求事項１「プラスチック以外の素材への代替」を選択した場合は、要求事項５「分解・分別の容易化」を満たすこと。

【リデュース】 要求事項１ いずれかを満たすこと	【リサイクル】 要求事項２	【再生プラスチック・バイオマスプラスチックの利用】 要求事項３ いずれかを満たすこと	【３R】 要求事項４ いずれかを満たすこと	【リサイクル】 要求事項５※2
減量化 or プラスチック＊以外の素材への代替	単一素材化等	再生プラスチックの利用 or バイオマスプラスチックの利用	包装の簡素化 or 長期使用化・長寿命化 or 再生利用の容易な材料の使用	分解・分別の＊容易化

（注）赤枠は構造的内容、青枠は材料的内容

※１　それぞれがトレードオフの関係となる場合があることに留意すること。
※２　要求事項５は、要求事項１「プラスチック以外の素材への代替」を選択した場合にのみ満たせばよい。

設計認定基準の全体像（クリアーファイル、バインダー）

- 環境配慮設計の項目を基に、各要求事項を満たすこと※1 。
- 要求事項１「プラスチック以外の素材への代替」を選択した場合は、要求事項３「分解・分別の容易化」を満たすこと。

【リデュース】
要求事項１
いずれかを満たすこと

減量化

or

プラスチック＊以外の素材への代替

＋

【再生プラスチック・バイオマスプラスチックの利用】
要求事項２
いずれかを満たすこと

再生プラスチックの利用

or

バイオマスプラスチックの利用

＋

【３R】
要求事項３
いずれかを２つ以上満たすこと

包装の簡素化

or

長期使用化・長寿命化

or

単一素材化等

分解・分別の容易化＊

or

再生利用の容易な材料の使用

（注）赤枠は構造的内容、青枠は材料的内容

※１　それぞれがトレードオフの関係となる場合があることに留意すること。

家庭用化粧品容器の設計認定基準案

- 家庭用化粧品容器は、多様なデザインがある製品は※1一律の認定基準を設定することが困難であるため、一定程度画一的なデザインの製品に対し、認定基準を設ける。
- 先行してシャンプー・リンス、ボディーウォッシュ、ハンドソープ容器について認定基準を策定する。
- 追加の認定基準については、業界動向等を踏まえ引き続き検討していく。

	本体容器	ボトル容器※2	フィルム容器※2
シャンプー・リンス ボディーウォッシュ ハンドソープ			

※製品画像：花王株式会社提供

※１　口紅、マスカラ、ファンデーション、化粧水等の容器
※２　ボトル容器、フィルム容器は本体製品向けの詰替え・付替え製品。

家庭用化粧品容器の設計認定基準案

- 家庭用化粧品容器は、多様なデザインがある製品は一律の認定基準を設定することが困難であるため、一定程度画一的なデザインの製品に対し、認定基準を設ける。
- 先行してシャンプー・リンス、ボディーウォッシュ、ハンドソープ容器について認定基準を策定する。
- 詰替え・付替え可能な設計になっているが、実際には市場に詰替え・付替え製品が存在しないような場合は認定対象から除外する。
- 追加の認定基準については、業界動向等を踏まえ引き続き検討していく。

【詰替え・付替え】
要求事項１
必ず満たすこと

詰替え・付替え製品が利用可能であること

＋

【3R】
要求事項２
下記項目から、異なる領域で★★★1項目＆★★1項目を満たすこと

減量化	再生プラスチック・バイオマスプラスチックの利用	リサイクル性
★★	★★	★★
or	or	or
減量化	再生プラスチック・バイオマスプラスチックの利用	リサイクル性
★★★	★★★	★★★

家庭用洗浄剤容器の設計認定基準案

- 洗濯用洗剤、柔軟仕上げ剤、台所用洗剤、食洗器用洗剤、住居用洗剤といった用途別に認定基準を策定する※１ 。

	本体容器（詰替え・付替え有り）	本体容器（詰替え・付替え無し）	ボトル等容器	フィルム容器
洗濯用洗剤 柔軟仕上げ剤 台所用洗剤 食洗器用洗剤 住居用洗剤				

※製品画像：日本石鹸洗剤工業会提供

※１　安全性を考慮し、酸、アルカリ又は酸化剤を主成分とする洗浄剤、漂白剤は除く。

家庭用洗浄剤容器の設計認定基準案（本体容器・ボトル等容器・フィルム容器単一以外）

- 用途・容器別に、リサイクル要件、減量化基準、再生材等の使用率を設定。
- リサイクル要件を満たすことに加え、減量化基準又は再生材等の利用率を満たすこと。
- 洗濯用洗剤及び柔軟仕上げ剤については、市場製品の大半は、詰替え・付替えがあり、詰替え・付替え用容器もフィルム容器である。そのため、本制度の趣旨を鑑み、洗濯用洗剤及び柔軟仕上げ剤の本体容器（詰替え・付替え無し）及びボトル等容器は認定対象から除外する。

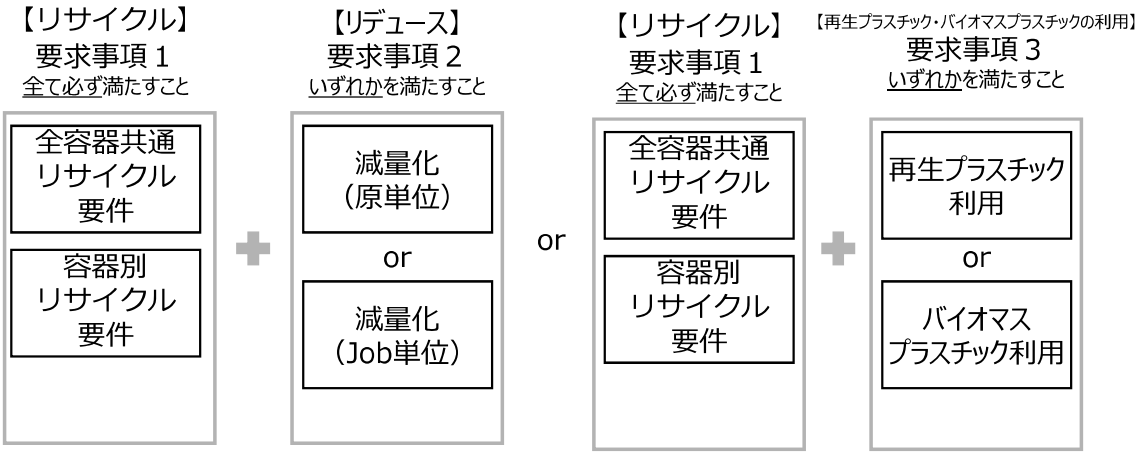

家庭用洗浄剤容器の設計認定基準案（フィルム容器単一）

- 用途・容器別に、リサイクル要件、減量化基準、再生材等の使用率を設定。
- リサイクル要件を満たすことに加え、減量化基準を満たすこと。
- 洗濯用洗剤及び柔軟仕上げ剤については、市場製品の大半は、詰替え・付替えがあり、詰替え・付替え用容器もフィルム容器である。そのため、本制度の趣旨を鑑み、洗濯用洗剤及び柔軟仕上げ剤の本体容器（詰替え・付替え無し）及びボトル等容器は認定対象から除外する。

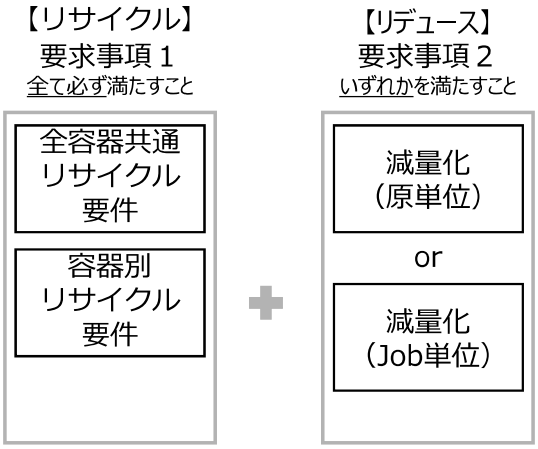

プラスチック資源循環特設ホームページ

URL　https://plastic-circulation.env.go.jp/

※　パンフレット　https://plastic-circulation.env.go.jp/wp-content/themes/plastic/assets/pdf/pamphlet.pdf